

第三十四回国会

大

藏

委

員

会

議

錄

第十五号

(三〇三)

昭和三十五年三月三十日(水曜日)

午前十一時四十四分開議

出席委員

委員長

植木庚子郎君

理事足立

篠郎君

理事小山

長規君

理事坊

秀男君

理事山中

貞則君

理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

理事廣瀬

勝邦君

押谷

富三君

黑金

泰美君

竹下

登君

濱田

幸雄君

福永

一臣君

細田

義安君

石村

英雄君

神近

市子君

山本

幸一君

松尾トシ子君

出席政府委員

大賀

大八君

大蔵政務次官

大賀

大八君

主計局次長

佐藤

一郎君

主計局法規課

佐藤

一郎君

大蔵事務官

佐藤

一郎君

大蔵事務官

佐藤

一郎君

大蔵事務官

佐藤

一郎君

大蔵事務官

佐藤

一郎君

委員外の出席者

河川局次長

曾田

総理府事務官

松島

五郎君

大蔵事務官

木村

秀弘君

大蔵事務官

木村

忠君

号)

本日の会議に付した案件

連合審査会申入れに関する件

交付税及び譲与税配付金特別会計法

の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五一号)

関税暫定措置法案(内閣提出第五二

一)

号)

同(原田憲君紹介)(第一八五三号)

同外四件(押谷富三君紹介)(第一八

五二号)

五一号)

同外四件(押谷富三君紹介)(第一八

三二六日)

各種学校を設置する公益法人に対する

課税措置撤回に関する請願外一件

(浅香忠雄君紹介)(第一八五〇号)

同外一件(大倉三郎君紹介)(第一八

五二号)

五一号)

同外四件(押谷富三君紹介)(第一八

三二六日)

委員岩本信行君及び河野孝子君辞任

につき、その補欠として岩本信行君

及び鴨田宗一君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員福永一臣君及び鴨田宗一君辞任

につき、その補欠として岩本信行君

及び河野孝子君が議長の指名で委員

に選任された。

同月二十九日

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官) 専門員 抜井 光三君

治水特別会計法案(内閣提出第七〇号)

国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一〇九号)

号)

た結果、お断わりすることに決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

お詫びいたします。

ます。

た結果、お断わりすることに決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

ます。

ます。

た結果、お断わりすることに決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

ます。

た結果、お断わりることに決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

ます。

た結果、お断わり

税をいたしました分が六十三億七千六百万、それから重要な機械として免稅をいたしました分が六十六億八千五百万になつております。

○石村委員 そうすると、結局工作機械としてはわからないわけですね。

○木村(秀)政府委員 工作機械として統計上特掲いたしておりませんので、わかりかねます。

○石村委員 一五%という基本税率を機械についてかけておりますが、この

関稅の趣旨は、財政收入を目的とした

關稅と考えるのか、あるいは国内産業の保護を目的とした關稅として考える

のか、これはどちらの点においてかけら

れておるか、政府の御見解をお尋ねい

たします。

○木村(秀)政府委員 これは主として

国内の機械製造業の保護として設定さ

れておるものと思います。

○石村委員 そうすると、今度の免稅

対象になる機械は、国内産業において、

速い将来は別として、現在のところほどんど競争がない、少なくともこ

こ一年はこういうものは国内では生産

はできない、こういう考え方で免稅になつておる、こう理解していいわけ

です。

○木村(秀)政府委員 その通りでござ

ります。

○石村委員 私はこの前は大蔵委員で

ありませんでしたが、その前のときから、いつもやはり免稅機種が問題になつてゐるようす。特に工作機械の

よつては過剰投資になる傾向のものも

あるかと思ひますけれども、最近まで

入ってきております重要機械類は、一

応外貨の割当をいたします際に、通産省でもつて申請をとりまして、そして

いうような判断がなされたものに対し

それが真に必要な機械類であつて、どう

うしても輸入に待たなければならぬと

かなんとかあります、普レーナーだとい

ういう精度のブレーナーだとい

ことを告示で徹底されるわけですか。

○木村(秀)政府委員 さようござい

ます。

○石村委員 これは専門家でないと

さっぱりわかりません。われわれしろ

かつておるものでも、次第に國產がで

きてきておる、あるいは國產品がすでに

に試作の段階を越えておるというよう

なものにつきましては、逐次削除いた

しておりますし、また、全般國產のな

いもので、新たに設備近代化等の關係

で入ります分については、追加をいた

しております。

○石村委員 國產ができるかできない

か、いろいろ問題があろうと思うので

すが、業界の事情を聞いてみますと、

これは免稅してまでそういうことをや

らせる必要はないじゃないか。免稅の

結果、特に工作機械の關係のように思

うのですが、むやみやたらに外國品を使

う。その結果、それも外國品が入って

くる。これは、輸入されるときに、税関

で、はたしてそういう精度を持つてお

るか、二メートルについて八ミクロン

のようないい精度があるでしょ

う。これは、輸入されるときに、税関

で、はたしてそういう精度を持つてお

るか、二メートルについて八ミクロン

いは保証書もないが、そのままやられているというの実態だと聞いておる。あなたの方じゃ、そうではないとおっしゃるわけですが、これは税關部長は理屈上そだと言われるのですか。実際それをやっておるかどうか。下の方を実際調べになつておるのですか。そういう建前だというだけの話です。

す。しかし、私の聞いたところでは、そんな検査は行なわれていない。やろうにも、大蔵省の税關の専門家の出でては——これは設備か何か必要なんでしょう。機械か何かで調べなければならぬから、やろうとしたってできないことかもしれません。しかし、やつておるということならば、その事実を明

ですか、建前と実施されておるからぬかということは別問題です。
○木村(秀)政府委員たとえば同じ会社の製品でもって規格の同じものが何回も入ってくるという場合には、ただ

らかにしていただきたい、あとでけ
こうです。

それから、えらくハミクロロンにこだ
わるようですが、このハミクロロン以下
のプレーナーが今国産されておると聞

いまおっしゃいましたように、ある程度最初の検査を信頼して、あとはこの規格品でございますと細密検査を省略するということはございますけれど

いておるのですが、どうですか。
○木村(秀)政府委員 これは、指定をいたします際は、主管の通産省の、今
の品物でございますと重工業局、それ

も、初めから全然その検査をしないといふようなことはございませんので、一応メーカー側のいろいろなデータ、金属でございますとか分析表とか、あるいは今のような機械の部品になりま

から業界の意見を聞いて指定をいたしましたので、おそらく国産ができるておるというふうにはちょっとと考えられませぬが、指定の際は、今申し上げたように慎重な手続を経て指定をしておるわ

すと仕様書とかいうものは取り寄せますけれども、これはあくまでも参考でございまして、それを基礎にして検査を実施しておるわけでございます。

けでございます。
○石村委員 この免税機種の中に、特に工作機械なんかは国産ができるもののが相当入ってくるというのです。これ

○石村委員 それでは、このアメリカのグレーといふ会社のブレーナーについて、八ミクロン以下の分について検査したならば、いつどこへ入った機械をどういう方法で検査せられたことが

は業者の言うことですから、ほんとうでないかもしれません。ひいき目に見て言つておるということがあるかもしれません。しかし、今のがレーナーについては、これを直接作つてあるいは

あるかないか、明らかにしていただきたいと思います。

たところから聞いたわけではありませんが、何か通産省の方で調べに行つて、これは満足すべき状態だといつて、係官が帰つたというところがあるそぞ

お尋ねされたかということは、ちょっとここで申し上げかねますので、あとで調査しまして御報告したいと思います。

たところから聞いたわけではありませんが、何か通産省の方で調べに行つて、これは満足すべき状態だといつて係官が帰つたというところがあるそうです。富士とかなんとかいう一富士精密というものは作るかどうかしりませんが、頭に富士という名がつくとことだけ聞きましたが、そこで八三

クロンとかセミクロンとか作っておる。通産省の方で調べて、これは満足すべき状態だと言つて帰つた。やはり相当そうした問題が実際問題としてござるほど國産はされていない。しかるやうと思えどできる。一つや二つは作ったというがこの中にあるのじゃないかと思う。すると、やはり日本は特に工作機械というものはおくれたところですから、国内でなるべく壊れるようにしてやらなければ、いつまでたつたつてこういう業種は育つていかないと思うのです。しかも、日本の機械業界では、聞くところによると、外国から見に来ると、案内して歩くのに、この機械はやれイギリス製でござい。これはスイス製だとか、外国の機械を持つておるのを自慢のようにして、そんなことばかりをやつているそうです。そういう外品尊重というか、崇拜の風潮が依然としてある。日本において免税までしてやられたんじゃ、いつまでたつても育たないのぢやないか。現在でも、聞くところによると、五〇%が国産で五〇%が輸入だ。こういう基礎的な業種については、政府としてももつと力を入れるべきだと思います。全然できないものは、それは免税にするのがあるいはいいかもしませんが、しかし、免税にしなくとも、そういう風潮のあるところではやはり買うのだと思うのです。それを免税まですれば、必要なないものまで買って人を見せてはいる。つまりこれは外国の機械を買っているということが広告になるのだそうです。極端に言えばただ廣告宣伝の意味で機械を買う。現状は

そういう状況であるそうなんです。そ
うだというのは、私は業者でありませ
んからそなだと伝え聞くのですが、そ
ういう現状であるとすれば、免税にす
る必要はないのじゃないか。宣伝のた
めに外国の機械を買つていれば、い
る、うちの会社は外国のやれ何とかの
を入れた、こういって、今広告費のか
わりになつていて。その品が免税にさ
れておる。そうして免税の結果は国内
産業は育成できない。ということは、
ただ国内でできないから免税にしてや
りますという簡単な筋論でやるべきこ
とじやないのじゃないかという感じが
するのです。そんなことはありません
と言わなければそれきりですが、大体こ
ういう問題とどのように取つ組んでい
らっしゃるか、あなたの方の心がまえと
いうものをはつきり聞いておきたいの
です。ただ、今できないと思いますか
ら一五%の免税をします、それでいい
機械を買わせてやります。これは一つ
の見方でしよう。理屈でしようが、現
実はそうではないという声があるとす
れば、大蔵省としてももつと慎重に実
情を調べて、こういうものについては
免税なんかすつかりやめてしまう。小
麦とか学校給食用脱脂粉乳とかはこれ
は別問題ですが、こういう重要機械、
特に工作機械のようなものについて
は、免税をやめてしまうということも
一つの行き方だと思う。どのようにお
考えですか。

と、近い将来にでき得る可能性のあるものについても、できるだけはりまして、免税の範囲を少なくしたいといふ氣持で作業をいたしております。これは全く今仰せになつたお氣持と同じ方におきまして、機械の使用者側の立場としましては、現在企業の合理化、設備の近代化等の必要もありまして、こういう要求が非常に熾烈でございまして、ある程度利用者側の立場にもなつて考えなくちゃならぬという面もございます。従つて、将来この重要な機械類の免税問題をどう取り扱うかという大きな方針としましては、今年度関税審議会を強化いたしまして、自由化を前にして関税率の一般的な検討をいたすことになつておりますので、審議会にも諮りましてもいろいろな御意見も承つて、将来の基本的な態度をきめたいと思います。ただ、現在までのところは、氣持としては今おっしゃったような気持で、できるだけ範囲を少なくてするという趣旨で関係各省とも折衝をいたしておりますが、どうしてもこれを今直ちに全廃するということになりますと、この利用者側の要求等から見まして、まだそこまで譲ることは無理な面もありますので、現在のようにこの規定が残つておるわけでございます。将来の運用の方針につきましては、今おっしゃったような方針でできるだけしばらくしていく、国産の見込みも当分ないもの、そういうものにだけ限定していくくという考え方で進んでいきたいと思います。

るものが、さつき言ったように、うちにはやれスイスのどんな機械を持つておりますという宣伝材料に持ちたいと希望、それは一五%の免稅をしまで宣傳をやらせる必要はない。業者はそういうことを希望するかもしれません、希望の理由は、腹の底はそうだ。あなた方が見に行かれても、おそらくそう言うだろうと思う。うちにはスイスのなにを持っております、アメリカのなにを持っておりますと、こう言う。しかもさらに、専門家に、一体なぜ国産できるものでも外國品を買いたがるか、こう聞くと、関係者が言うのに、実はその機械を入れたとき間々失敗があるそうですね。国産であろうが、外國品であろうが、所期の目的通りのなにが出てこないということがある。そのとき、重役というか社長に言ふの、世界一流的会社のものを買ひましたか、失敗したのですからやむを得ません、こういふお断りの材料に使う。國産品を使って失敗すると、お前そなものを買ひかかるかね、こうしかられる。そこで、しかられても困らぬ、言いわけができるよう、とにかく世界一流という評判のもの、それだけを買って糊塗しようとする。そういう風潮があるそなんです。これらを考えてみると、もう国産できるとかできぬとかということでなしに、頭から一五%全部とる、あるいは一五%が高ければ一〇%に下げるとかなんとか、そういう方法を講すべき時期ではないかと思う。国産できませんなんということを言つてやつておれば、いつまでたつたつてこの問題は解決つかない。そのためが免税になつてみたり、無理に免税までして入れる必要のないも

のまでが免税になつて入つてくる。こいう結果を招来するとと思う。——原主税局長は眠つておられるようですが、これはあなたの責任だと思う。(笑)いや頭が痛くて下に向いておられたのだと私は思ひません。たまたまこの空気が悪くて頭が痛いのだと思ひます。ですが、主税局長、知らぬ顔をしないで、もっと局長としての見解を明らかにしていただきたい。今まで通りの見解なら無理に聞く必要はないです。きは政治家として頼みます。税関次官も、これいやり方を続いている、こう言うで考えをお願いします。

○原政府委員 眠つておつたのではありますんで、伺いながら、さすがに石村先生はいい御質問をなさると思っておつたのであります。(笑声、拍手)実はそのことで申しますれば、私局長になつたのは昭和三十一年の夏でござりますが、そのとき、御記憶の税制調査会で三十二年の大税制改正のもとにあります。その結果をしておつたわけです。その一環として特別措置の大幅な整理を行なつたわけですが、そのときに実は特別措置の表がありました。私は税関部の話を聞きましたが、當時までは特別措置の表にこの重要機械の免稅が入つていなかつたのです。しかし、これはやはり相当検討しなければならないぞとやはり相当検討しなければならぬぞとしました。當時そのために何回か局議について、表に入れまして検討いたしました。当時そのためには何回か局議も開き、検討いたしたものであります。そういう意味で、私は、この問題については、相当前から関心を持って

あつて、すばっとやめ切るわけにはいかないというのが、今までの判断でありますけれども、なお念を入れて検討局今お話しになりましたような免稅をやめるべきだという議論が相当あります。ただお話しになりましたように御観察から御注意がありましたので、私も大へんありがとうございました。それで、これはあなたの責任だと思ひます。たまたま業界の実態に即した御観察から御注意がございましたので、私も大へんありがとうございました。そこで、この制度を全然やめてしまうのが、この制度を全然やめてしまうのがどうかということになりますと、どうかどうかといふことになりますと、どうもこの法律の趣旨でありますところの国産できないものを一割五分の税を取つて、生産のコストを高くするかどうかといふ議論になりましたが、やはりやめてしまうのは問題じゃないか、しかし、マンネリズムになつてはいけないから、毎回洗う際の態度は相当慎重にやらなければならぬのじやないかといふことで、自來やつて参りませて、毎年洗います際には、税関部の作業は相当膨大なものになりますけれども、努力してやつております。スケールにおきましても、当時からだんだん経済は発展してきておりますが、それとの比較では、やはり実質的にはそれほど、努力してやつております。斯くてやつてくれなんということは、一ヵ月に言つてこないところなんです。し

○原政府委員 耐用年数は、御案内の通りに、業種別の総合年数、それからその中の種別の分別年数というようなことでやつておりますので、それを外國産と国内産とに分けておるということまでにはいっておりません。ただいまお尋ねの趣旨の一つの、材質その他がいいから、もっと長く持つはずだといふことはあります。同じ種類の設備機械について、材質がいいからといふので年数を長くするということまでが、半分は広告ばかりでもないでしょうが、半分は広告あるいは責任のがれであります。そういう意味で買うものを免稅にされると、いま一つ、これは別個な問題ですが、もしそれほど外國のものがいいならば、一体償却関係は外國品の方が長くなつているのですか。同じ機種の場合、国産と比べて区別がありますか、ありませんか。

○原政府委員 区別はございません。

○原政府委員 その特別償却に外國品が適用されるということは、外國品の方が多いということはあるだろう

と思いますが、一般的の耐用年数自体には変わりがありません。

○石村委員 実は同じ御答弁は、かつて渡辺さんが主税局長のとき、渡辺さ

んからそういう話を聞きましたが、ちつとも根本方針は変わっていない。

○石村委員 実は同じ御答弁は、かつて渡辺さんが主税局長のとき、渡辺さ

長の御答弁の通りと考えております。

いたしていきたいと思つております。

○原政府委員 たゞいま主税局

局の実態に即した御観察から御注意がございましたので、私も大へんありがとうございました。

○原政府委員 これがほどの免稅が外國品の方が多いということはあるだろう

と思いますが、一般的の耐用年数自体には変わりがありません。

○原政府委員 その特別償却に外國品が適用されるということは、外國品の方が多い

と思いますが、一般的の耐用年数自体には変わりがありません。

○原政府委員 それがほどの免稅が外國品の方が多い

もの、あるいは合理化のために必要なものについて特別償却を認めるということでありまして、外國品と内國品と区別しないのであります。やはり設備のいい、エッセンスになる機械が特別償却を受ける。輸入してくるほどのものの中には、そういうものの割合が多いだろうと申したわけであります。別段外國品だから特にというのではないであります。別の面からそういうふうに優遇しているということになります。

○石村委員 そういうようによく国品との差を償却年数で区別するといふ考え方には、荒唐無稽の考え方になりますか、一考を要する問題とお考えになりますか。いかがですか。

○原政府委員 国産と外國品とでこの区分をするというのは、どうも私はかなり問題ではないか。税に関する問題のものを内國のものと同待遇にするしない、いわゆる内国民待遇といふうことなことは、いろいろ国際的にも税の関係があるわけですが、外國から来る機械は年数を長くするというようなことをするのは、そういう角度からも問題ではないかと思います。むしろ、そういう御趣旨は、一般に材質がよろしい、がつかりでできているものと、ちやちなものをと、年数を違える問題として議論すべきではないか。例としてあります。建物なんかでも、戦後の特殊なものを短くしたというような例がございますが、そういうオーダーの年数を短くしたといふようなことがあります。建物なんかでも、戦後の

問題として考えるべきであらうと思います。今や経済もだいぶ正常化して参ったということで、いわゆるハック式などを特に頭に入れて考えると、いろいろなことはないと思いますが、むしろ今のお話は、中小企業的なものが持つものをどう見るかというような線に置きかえて見るならば、それも一つだろうと思いますが、平板に材質であるは構造等でこまかく年数を何段かに刻むということは、もちろん私は理論的には考えられることだと思いますが、実際問題としてはなおよく検討的をしてみませんと、にわかにそういう仕組みをとるかどうかは、ちょっと今まで申し上げ切れないとすることだと思います。

○植木委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 臨時地方特別交付金のことについて、大蔵省並びに自治庁にちょっとお伺いしたいのです。

今年度は相当の增收があったにもかかわらず、大体二十九億八千万円程度で、財源措置については相当考慮はされておりますけれども、三十五年度は本格的な災害復旧第二年度でありまして、起債充当率も相当減つてくるので、災害発生後三年の間はもう少し何とかしてもらわなければいかぬという声が多いのですが、この問題についてはどういう御配慮をしておられるか、大蔵省並びに自治庁にお尋ねしたいと存ります。

○大村説明員 三十四年度におきます所得税の減税に引き続きまして、三十五年度住民税の減税が実施されるわけでございますが、その結果おおむね百二十億程度の減税が実施される予定になっております。その百二十億の減税

村の悲惨な状態は、私たちとしては、あなたの方の御意見に納得しない点があるわけです。そういう点で、公債の問題等、あるいはほかに財源を求められる点においては、私たちも非常に心配しておりますのですが、こういう点について、もう少し大きな見地から、地方財政を救うというような方法を考えられておりますけれども、しかしそれは災害のない土地だと思うのです。災害地などは町村にはほとんど收入がないようなところがあるので、こういう点について特別交付金をふやしてくれという意見は、百二十億の要求があつたというのは、私は無理はないと思うのです。そういう点についての御配慮が足らないのじやないかと思うのですが、私たちの納得のいくように、災害地についてもわれわれが十分説明できるような回答を一つ与えていただきないと、なかなかこの問題についてわれわれは賛成しがたいのですが、もう一度その点を答えていただきたい。

あると思いますが、そういう基準財政収入というものを的確に見積もりまして、その差額が交付税として参る。その間において特別なそういう要素も織り込まれることになるかと思いますが、なお財政需要等の特別な問題がある場合には、特に交付税の中で六%が特別交付税として保留されておりますので、その特別交付税の配分の際にある程度の考慮も払えるのではないか、かように考えております。

じて参りたい。

なお、単独災害復旧事業につきましては、それぞれ所要額を財政計画に計上いたしまして、またただいま申しました起債の増額分も充當いたしまして

処置して参る、こういうふうに考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 時間があまりありませんから、この問題はまた他日にお尋ねしたいと思います。

治山治水関係で河川局にお尋ねしたいと思います。伊勢湾台風の高潮対策につきましては、具体的に相当予算がつぎ込まれておりますが、九月ごろになると、地方の方は非常に心配しておりますので、その点の処置がうまくいっているかどうか。

○曾田政府委員 お答えいたします。

伊勢湾高潮対策事業の実施の問題でございますが、この点につきましては、ことしの台風季までに原形高にとりえず復旧

するという方針で進んで参りました。これは、目標といたしまして、ことしの台風季までに原形高にとりえず復旧

ません限りにおきましては、大体の通常の程度の台風におきましては、一応安全な程度まで考えたいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 それから、木曽川の愛知県側の堤防が相当切れています

ですか。

○曾田政府委員 これも同じように、原形高程度におきましては、七月の台風までに完成したいと考えております。

○佐藤(観)委員 それから、これは運輸省の関係だと思うのですが、横須賀

については、やり方によつては相当の関係が出てくるのですが、その点につ

いては大体うまく進捗しております。

○宮崎説明員 私も直接の担当でございませんが、大体承知しております

算がついたと思いますが、宮崎さん

か。これはあなたの管轄外だと思います

けれども、横須賀から桑名に至る防

潮堤の問題、これはたしか五億円の予

算がついたと思いますが、宮崎さん

が、これは現在のところはその必要はない

と思います。現在の見通しといたしまして

は、大体七月の台風季までには原形高

に復旧するという目標で進んでおり

ます。

うか、というようなことを検討する手はずになつております。大体そのような協議の結論を六月ごろまでに出したい、こういうことを運輸省の方で予定しております。私ども、大体その予定に沿つて、今調査その他が進んでおる、こういうふうに承知しております。

○佐藤(観)委員 これは建設省の道路局の方の問題かと思いますが、実は第一国道の舗装がされました。これは非常にうまくいきました。現在大体三億五千萬円くらいの予算で、あるいはかさ上げになりました。ところが、私どもの方は津島市といふのは、非常に工場地帯がたくさんあります。これは非常にうまくいきました。ところが、私どもの方は今までになく水が入ったのですが、工場を持つている人の言うことには、

かどうかという問題につきましては、堤防の破壊を予想いたしまして、たとえば津島市の道路のかさ上げ等の問題を、いわゆる第二線堤防的に考える

と考へております。従いまして、この堤防の破壊を予想いたしまして、たとえば津島市の道路のかさ上げ等の問題を、いわゆる第二線堤防的に考える

たしましては、昨年の伊勢湾台風度数の台風が参りましても、堤防破壊がな

い、というような目標のもとに、今回の伊勢湾高潮対策事業といふものを実施しております。

たしまして、現在工作物、主として橋梁でございますが、そうした工事を一

部完成いたしております。愛知県側の伊勢湾高潮対策事業といふものを実施しております。

たしまして、現在工作物、主として橋梁でございますが、そうした工事を一

部完成いたしております。愛知県側の伊勢湾高潮対策事業といふものを実施

ております。

たしまして、現在工作物、主として橋梁でございますが、そうした工事を一

部完成いたしております。愛知県側の伊勢湾高潮対策事業といふものを実施

安心でできるという、こういう自信を持った回答ができるかどうか。これは

もうほんとうは大臣に聞きたいのだけれども、大臣が来られないから、河川局次長にお尋ねするのですが、そういう点について、われわれが国へ帰つても安心できるというような自信が持てるかどうか、その点を一つお尋ねし

たい。

○曾田政府委員 お答えいたします。

最近、特に昨年の狩野川台風あるいは昨年の伊勢湾台風によりまして、非常な激甚な被害を受けたわけござります。われわれといいたしましては、実は昭和二十八年の大災害にかんがみまして、長期の治水計画を一応樹立いたわけでございますが、いろいろな事情でその進捗率があまりよくなかつたというような事態にかんがみまして、今回いろいろ関係方面にお願いいたしまして、治水の十カ年計画といいたしまして、治水の十カ年計画といふものを、閣議決定によりましてこれを円滑に進めていきたいというふうになつたわけでございます。この治水の十カ年計画によりまして、大体二十八年に策定いたしました全体計画の八〇%程度の仕事は完了するわけでございまして、これによりまして、河川の引き取りの際に一括免税をいたしまして、自後は免稅油が横流れしないという趣旨を確保いたしますために、あなたごとに相なるわけでございまして、これによりまして、今まで大体毎年二千四百億円程度の被害があつたわけでございますが、これを約二千億程度被害を軽減させるというような目標を立てまして、それによりまして民心の安定その他災害防除に将来偉大なる効果をおさめるというふうに確信いたしておる次第でございます。

○植木委員長 廣瀬勝邦君。

○廣瀬(勝)委員 開稅暫定措置法につきましてお伺いたしたいと思うで

すが、今回の措置法によりまして、重油については農林漁業用の免稅が規定されております。この農林漁業用重油

の現実の使用面におきますところの免稅取り扱い、これが非常に煩瑣でござります。たとえば国产のA重油と輸入品あるいはその他の油と混合して、実際にはこれはまかなかわれておるのでござります。その間の取り扱いが、特に漁業用なんかにつきましては非常に煩瑣で、そのため実際の需要者は困却いたしております。こういう点がございま

すが、これにつきましてどういうふうにされますか、お伺いしたい。

○木村(秀)政府委員 農林漁業用のA重油を免税いたします場合には、われわれとしては、できるだけ手続を簡便にいたしまして、最終需要者に無用の繁雑さを与えないということを主眼に考えております。ただいま通産、農林省と協議中でございますが、原則として善処されんことをお待ちしております。

○廣瀬(勝)委員 非常に煩瑣な点があるということは当局の方も御認識のよ

うでございます。その点を十分考慮して善処されんことをお待ちしております。

○廣瀬(勝)委員 非常に煩瑣な点があ

るという点がございまして、まだ十分政府の意見を付して、政府提案の暫定措置法案に消極的に賛成いたします。

○廣瀬(勝)委員 治水特別会計につきましてお伺いたします。これは本会議におきます質問あるいは予算委員会におきます一般質問ではばしば政府に

お伺いたしたのですが、財政法上の

六十三条、國が特定の事業を行なう場合にできるのだという趣旨のもと

に、この特別会計を今回は設定された

ようでございます。こういうふうな趣旨からいきますと、たとえば国民年金

しましても特別会計、いろいろそういう

うふうなケースが生まれようかと思いま

すという考えは毛頭ありません。でき

るだけ減らして参りたいと考えておる

官にお尋ねいたしました。

○植木委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 開稅暫定措置法案として提案されました原油、重油開稅につい

て、この際野党として次の意見を申し上げます。

原油、重油開稅は、從來開稅定率法

で定められた開稅率によらず、開稅特

別措置で輕減税率が適用されてしま

た。この開稅特別措置が、今回、政府

の財源あさりから一應取りやめの方向

で、暫定措置法案として上程せられたのであります。特別措置を取りやめること

も、横流れ防止のために現在非常に研

究をされておりまして、その関係で現

在まだ手續が最終的に決定いたしてお

りませんけれども、この二、三日中に

結論が出るかと思います。いずれにし

ましても、できるだけ手続を簡単にす

る復活措置を現時点では一応是認いた

します。しかし、貿易の自由化が必然

な国民年金を実施していくにつけては、将来こういったものに対する特別

コストをめぐる問題といったとして、

工業原材料、エネルギー源並びに国内

不適があらためて広範に検討されなければならぬと考えております。従い

コス

トをめぐる問題といったとして、

会計をどうするかということでありま

すが、ただいまそいうものを作ると

いう考

えは持つておりません。

○廣瀬(勝)委員 この実体法の方の治

山治水緊急措置法案を見ましても、こ

の特別会計が実施しようとしておりま

す計画自体について、まだ十分政府の

方では成案を持っておれない。こう

いうことでは、政府のそのときどきの

御都合によって、いろんな特別会計が

生まれてこようと思うのです。今回の

これにつきまして、ほぼ大体のアウト

ラインくらいはお持ちでございましょ

うが、これを一つ御説明願いたいと思

います。

○奥村(又)政府委員 これは御承知の通り治水事業十カ年計画が政府として樹立してございます。それを実施するための經理を明確にするための特別会計でございます。これに対する明細に

ついては順次閣議で決定してやつてい

くわけでござります。

○廣瀬(勝)委員 特にこの会計が取り

上げておりますところの多目的ダムで

ござります。この多目的ダムというの

は、現実の実施状況を見てみると、

なるほどその効果を上げておるところ

もござります。しかしながら、地元に

おいて非常に利益供与といいますか、

ございます。この多目的ダムというの

は、現実の実施状況を見てみると、

なるほどその効果を上げておるところ

もござります。しかしながら、地元に

おいて非常に利益供与といいますか、

ございます。この多目的ダムとい

ういう調整をやっていくつもりなんですか、これをお伺いたしたい。

昭和三十五年四月四日印刷

昭和三十五年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局